

# 英EU通商・協力協定の原産地規則と日英EU間取引

---

2021年1月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所

## 内容

1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. 移行期間終了後の英国の対外通商関係
3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント
4. 英EU通商・協力協定の原産地手続き
5. 関税率の調べ方
6. 日英EU間取引における変化
7. 食品関係の留意点

# 1-1.英EU通商・協力協定の主なポイント①

項目	内容
物品貿易	<ul style="list-style-type: none"><li>原産地規則を満たす物品について、<b>全品目で関税ゼロ・割当なし</b>を実現。</li><li><b>英EU産業界の要求を反映させた、現代的で適切な原産地規則に合意</b>（例：バッテリーと電気自動車（EV）では、英国産EVが特惠税率の適用を受けられることを確保）。累積ルールは、<b>英EUの二者間で、原材料・生産工程とも可能な完全累積</b>を採用。原産性証明は予見可能で低コストの手続きを採用。</li><li>WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づき、<b>技術規制、適合性評価、平準化、認証、市場査察、表示等を規定</b>。自動車、化学品、医薬品、有機製品、ワインについて、<b>相互協力等</b>を規定。</li><li>英EUとも完全に独立した衛生植物検疫（SPS）規制を維持し、独立して規制する権利を認めつつ、<b>不当な貿易障壁を生じさせないこと規定</b>。国境検査について、定期的に合同で評価する仕組みを導入。</li><li>「WTO貿易の円滑化に関する協定」と「世界税関機構（WCO）京都規約」に基づく規定により、信頼性が確認された貿易事業者（Trusted Trader/AEO）の相互承認などを実現。また、ドーバー港やホーリーヘッド港などロールオン・ロールオフ船が使用する<b>港湾における協力、輸出入申告データの共有可能性の追求</b>などを規定。</li></ul>
サービス貿易・投資	<ul style="list-style-type: none"><li>市場アクセスにおける<b>法人形態や外国資本上限などの制限の排除、内国待遇、拠点設置要件禁止、経営陣・取締役の国籍条件禁止、最恵国待遇、等の規定により、越境サービス貿易と投資を促進</b>。</li><li><b>商用短期訪問の滞在可能期間は、概ね日EU EPAを踏襲</b>。（例：英国短期商用旅行者は180日間中に90日EU滞在が可能）。拠点設立目的の商用訪問者には就労許可は義務付けない。企業内転勤者の配偶者・扶養家族帯同を保証。</li><li>通信サービスに関する規制は現在の自由化水準に固定。サービス提供開始前の事前認可は求めない。国際携帯ローミングの公正で透明性のある料金普及のための協力を推進。</li><li><b>金融サービスと投資に関するクロスボーダー取引</b>について、継続的な市場アクセスを保証。また<b>共通の目的と協力の強化に関する共同声明に合意し、それぞれの自立した同等性の枠組みの一体性を再確認</b>。</li><li><b>法務サービスは、EUの既存FTAを超える規定を確保</b>。EU加盟国が特定の制限を設けない限り、英国の法律家はEUの顧客に対して、英国の職名を使用して、英国法・国際法に関する助言を行うことが可能。</li></ul>
デジタル	<ul style="list-style-type: none"><li>最も自由で現代的なデジタル貿易に関する条項を含み、また<b>新興技術を含むデジタルの諸課題に将来協力していくことを確保</b>。EUがFTAでデータ条項に合意するのは初めて。<b>データローカライゼーション禁止</b>も合意。強力なデータ保護を約束。</li><li><b>電子署名への差別禁止、一部例外を除くデジタルでの契約締結</b>を規定。</li><li>オンライン消費者保護の独自政策実施の余地を残しつつ、<b>企業にソースコード開示や知的財産の移転を求めないことを確認</b>。</li><li>WTOにおける近年の議論を踏まえ、<b>オープンガバメントに関する条項も規定</b>。</li></ul>
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"><li>英EUそれぞれのエネルギー・気候変動政策を支援・強化する内容に合意。</li><li>2022年4月までに、<b>新たな効率的なエネルギー貿易に関する取り決めで導入することを約束</b>。</li><li>ガス貿易について、<b>既存プラットフォームの継続、北海における再エネ協力の拡大に合意</b>。</li></ul>

# 1-2. 英EU通商・協力協定の主なポイント②

項目	内容
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>英EUそれぞれ独自の補助金制度を保持し、他方の制度に追従するよう拘束されることがないことを確約。他方、補助金交付が両者間の貿易に損害を与えないよう、双方の制度設計を形作る大まかな原則を規定。WTO違反など特に競争を歪める補助金に関する原則も規定。追加的産業分野に関する拘束力のない指針を示す共同宣言にも合意。</li> <li>双方の補助金制度において適切な役割を担う独立組織を設立・維持する。また、補助決定の評価に関する裁判所の役割を規定し、特定の条件下では、裁判所が国内法に反して交付された補助金の回収命令を発する権限を持つことに合意。</li> <li>相手側の補助金によって自らの側の産業が甚大な損害またはその深刻な懸念が生じた際に、迅速な対抗措置を認める互恵的メカニズムについて合意。これらの対抗措置に対しては、短時間の仲裁手続きで異議を申し立てることができ、不要且つ不適切な対抗措置と判断されれば、補償義務を負う可能性がある。</li> <li>労働者と環境・気候変動に関する保護の水準を低下させない互恵的約束を規定。これら分野における国際条約やその他協定に対する双方の約束も規定。これら分野に関する紛争解決のため、専門家パネルの設置等を規定。</li> <li>一定期間後、協定の公平性について正式に評価し、英EUいずれかの要請に基づき協定の経済関連条項の修正について交渉を開始することを認める均衡修正メカニズムについて規定。また、独立した仲裁パネルの承認の下、厳密に限定的されたより短期的均衡修正措置を採ることを双方に認めることも規定。</li> </ul>
漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国水域でのEU割当の25%相当（金額ベース）を、5年以上かけて段階的に英国の割当に付加。</li> <li>新たな漁獲割当の取り決めは、5年以上かけて段階的に導入。5年半にわたり、互いの水域への安定的アクセスを確保する調整期間を設定。総漁獲可能量や水域アクセスは、毎年の漁業交渉で設定する。</li> <li>英EU間で、漁業に関するデータ共有や戦略立案、モニタリング等を実施し、問題解決や議論を行う専門委員会を設置。</li> </ul>
紛争解決・水平的条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の協力分野については、英EU間での協議手続きで紛争解決を図り、意見対立が解消しなければ独立した仲裁パネルで調停を行う。仲裁パネルが協定違反を特定した場合、違反した側はこれを是正するか、相応な補償を提供することに合意する必要がある。いずれも実行されない場合は、損害を受けた側は、違反に対抗するため、協定の義務を停止できる。いくつかの分野では、分野横断的な義務停止について一定の条件・制限が適用される。</li> <li>経済・社会・環境に関する深刻な困難が生じた場合は、英EUいずれも最低限且つ短期的な救済措置を一方的に発動可能。</li> </ul>
EUプログラムへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国によるホライズン・ヨーロッパ、Euratom研究・研修プログラム、コペルニクスへの参加、EU宇宙監視・追跡プログラムへのアクセス等について規定。</li> <li>プログラムの管理コストに対して、英国は段階的に導入される参加費用を拠出する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>英EU間で協定を5年ごとに見直すことを規定。協定を打ち切る場合は、12カ月の事前通告により実行できることを規定。</li> <li>EEA（欧州経済領域：EU及びノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド）から英国への個人データの移転について、十分性認定が採択されるまでの間、暫定措置として6カ月を超えない範囲で、自由な移転を継続可能とすることを規定。英国は、経過措置としてEEA加盟国に十分性を認め、英国からのデータ移転を許可。</li> </ul>

# 内容

1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. **移行期間終了後の英国の対外通商関係**
3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント
4. 英EU通商・協力協定の原産地手続き
5. 関税率の調べ方
6. 日英EU間取引における変化
7. 食品関係の留意点

## 2-1. 移行期間終了後の英国と諸外国の通商関係

### 特別な通商取り決めのない諸外国

- WTO加盟国との間では、WTOルールに準拠。
- 輸入関税は、最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」を適用。

### FTA/EPA締結国

- それぞれのFTA/EPAに基づく通商関係。
- 関税は、それぞれのFTA/EPAの協定税率を適用。
- ただし、各協定の原産地規則に準拠することが必須。  
原産性を満たせない場合は、協定税率は適用されない。

### 開発途上国

- 一般特惠関税制度（UK GSP）に基づき、開発途上国を優遇。
- 輸入関税は、UK GSPに基づく優遇税率を適用。
- 開発途上国における英国産品の輸入関税が優遇されるものではない。

## 2-2.英国独自の関税率「UK Global Tariff」

- 英国政府は2020年5月19日、英国独自の最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」を公表。その後一部品目の税率変更を経て、移行期間終了後の2021年1月1日から採用。
- FTA/EPA締結国、一般特惠関税制度（GSP）を適用する開発途上国を除き、原則全ての国の産品に対して適用される。
- 移行期間終了前の関税率（EU対外共通関税率）の端数を切り下げ、約6,000のタリフラインを合理化・簡素化。
- 国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も10%を継続。

項目	内容		
関税率の簡素化	現行関税率	簡素化の内容	例（現行税率 → 新税率）
	<2%	撤廃	1.7% → 0%
	≥2% ≤20%	2%刻みで切り捨て	19.2% → 18.0%
	≥20% ≤50%	5%刻みで切り捨て	48% → 45%
	50% <	10%刻みで切り捨て	68% → 60%
原材料・半製品の関税撤廃	英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税を撤廃。		
国内生産が少ない物品の関税撤廃	英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は、関税を撤廃。		
グリーン化に貢献する物品の関税撤廃	「グリーン財」や、英国のクリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。		

## 2-3.EUのFTA / EPAの継承状況

- EUが締結しているFTA / EPAの継承は、32カ国・経済圏と署名済み。6カ国とは協議継続中。
- 製品適合性評価等の相互承認協定は、貿易協定によるカバーを含み、6カ国と署名・合意済み。

### EUのFTA / EPAの継承状況（2021年1月25日時点）

	締約相手国・経済圏
署名済み	スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド・ノルウェー、フェロー諸島、コソボ、北マケドニア、ウクライナ、モルドヴァ、ジョージア、モロッコ、チュニジア、エジプト、トルコ、イスラエル、ヨルダン*、レバノン、パレスチナ、南東部アフリカ諸国、南部アフリカ関税同盟・モザンビーク、ケニア（注1）、コートジボワール、カメルーン、カナダ*、メキシコ*、アンデス共同体諸国、カリブ海フォーラム、中央アメリカ諸国、チリ、韓国、シンガポール、ベトナム、太平洋諸国
協議継続中	セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、アルバニア、アルジェリア、ガーナ

- 注1：ケニア以外の東アフリカ共同体（EAC）加盟国による加盟受付中。
- 注2：署名済みの協定は、2021年1月1日から完全発効するもの、暫定適用するもの、経過措置を適用するもの、発効が間に合わないもの（\*印の3カ国）がある。間に合わない3カ国のうちメキシコについては、同国から英国への輸入では同日から継承FTA税率を適用し、英国から同国の輸入では、協定発効までの間に支払った関税を後日払い戻すことを確定。
- 注3：協議継続中の国との間では、2021年1月1日から継承協定合意・発効までの間は、WTOルールに基づく通商関係になる（アルジェリア、ガーナから英国への輸入には、一般特惠関税制度（GSP）に基づく関税率を適用。セルビア、ボスニアヘルツェゴビナ、アルジェリアへの輸出は、3カ国がWTO加盟国ではないため、各国の国内法に基づく措置が適用される）。
- 注4：EUと関税同盟を形成するアンドラ（農産品以外）とサンマリノ（全品目）は、英EU通商・協力協定におけるEU現産品と同等の扱いを適用（両国も英国に対し同様の扱いをすることが条件）。アンドラの農産品は同協定の対象外のため、WTOルールを適用。
- 注5：日本との間では、10月23日に新たな包括的経済連携協定（CEPA）に署名。

### 参考：EUの相互承認協定（MRA）の継承状況（2021年1月25日時点）

	締約相手国、対象分野
署名済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国：電磁両立性、通信端末機器、医薬品GMP、船用機器</li> <li>オーストラリア：自動車部品、電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP</li> <li>ニュージーランド：電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP</li> </ul>
貿易協定でカバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>スイス：個人用防護具、玩具、医療機器、ガス機器及びボイラー、圧力装置、通信端末機器、爆発性雰囲気防止装置（火災・爆発防止装置）、電磁両立性、建設機器、自動車、GLP、医薬品GMP</li> <li>イスラエル：機械、医療機器、玩具、電気通信機器、建設プラント機器、自動車、化学品GLP、医薬品GMP、ほか</li> <li>日本：通信端末機器、電気機器、化学品GLP、医薬品GMP</li> </ul>



## 2-4.英国版一般特惠関税制度（GSP）

- 英国政府は2020年11月10日、開発途上国の産品を輸入する際により低い関税率を適用する英国版「一般特惠関税制度（GSP）」のガイダンスを公表。
- 制度の大半はEUのGSPを継承**。第三国経由の輸入もEUのGSP同様に、経由地の税関の管理下に置かれ、加工などされていない場合は、GSP対象国の原産性を認め、優遇税率を適用。
- 原産性の証明はGSP原産地証明書（Form A）または自己申告で行う。2021年中に英国で流通させる産品は、前年中に作成されたEUの登録輸出事業者システム（REX）の申告文も可。

区分	国、対象分野
後発開発途上国枠組み (Least developed countries framework)	<p>国連が定める後発開発途上国からの輸入では、<b>武器・弾薬を除く全品目で関税を無税</b>とし、割当は設けない。</p> <p><b>対象国</b>：アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、カンボジア、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビア</p>
一般枠組み (General Framework)	<p>世界銀行が定める<b>低・中所得国、低所得国</b>からの輸入では、繊維製品、機械・部品、食品などの一部の特定品目について、最恵国待遇（MFN）税率「UKグローバルタリフ」より低い優遇税率を適用。</p> <p><b>対象国</b>：アルジェリア*、カメルーン*、コンゴ共和国、クック諸島、エジプト*、エルサルバドル*、エスワティニ*、ジョージア*、ガーナ*、グアテマラ*、ホンジュラス*、インド、インドネシア、コートジボワール*、ヨルダン*、ケニア*、コソボ*、ミクロネシア、モルドバ*、モロッコ*、ニカラグア*、ナイジェリア、ニウエ、パレスチナ*、パプアニューギニア*、シリア、タジキスタン、チュニジア*、ウクライナ*、ウズベキスタン、ベトナム*、ジンバブエ*（*印の国は、EUのFTA / EPAの継承を目指している国・経済圏に含まれる国。2021年1月1日までに英国がこれらの国との間で通商協定を発効できない場合は、英国輸入時にGSP一般枠組みに基づく優遇税率を適用できる。）</p>
交渉拡張枠組み (Enhanced Framework)	<p>世界銀行が定める低・中所得国、低所得国のうち、輸出多角化の不足や国際貿易制度との統合度合いが低いことから経済的に脆弱な状況にある8カ国からの輸入は、一般枠組みで優遇税率を適用する特定品目について、関税を無税とする。</p> <p><b>対象国</b>：アルメニア、ボリビア、カーボベルデ、キルギス、モンゴル、パキスタン、フィリピン、スリランカ</p>

## 2-5.EUからグレートブリテン島への輸入手続きの緩和措置

- 英国政府は2020年6月12日、移行期間終了後の2021年1月1日から半年にわたり、EUとグレートブリテン島間の輸出入手続きを簡素化することを発表。
- 2020年7月13日には、その詳細を含む国境管理計画「Border Operating Model」を公表。その後、10月8日、12月31日に改訂版を公表。
- あくまで英国が独自に決定できる輸入時の緩和措置であり、EUへの輸出については2021年1月1日から正規手続きが必要（例：輸出時の電子搬出略式申告は2021年1月1日から必須）。

項目	EUからグレートブリテン島（GB）に輸入される物品に対する緩和措置の内容
2021年1月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年6月30日まで、EUからGBに輸入される物品の輸入者は、歳入関税庁（HMRC）宛ての税関申告を最長6カ月（175日）繰り延べ可能（酒類、タバコ、有害化学物質等の規制品の輸入は繰り延べ不可で、EU域外からの輸入と同様に正規の輸入申告が必要）。</li> <li>繰り延べ措置を受ける場合は、輸入時に物品等の詳細情報を記録・保管し、輸入日から6カ月（175日）以内に補足申告（Supplementary Declaration）を提出する。補足申告には、簡易申告手続き（SDP）または申告者の記録による通関手続き（EIDR）のいずれかにより、通関簡易手続き制度に登録することが必要。</li> <li>繰り延べ措置を受ける場合、関税の支払いは、納税繰延アカウント（Duty Deferment Account: DDA）を申請・取得することで、補足申告提出まで繰り延べ可能。輸入VATは、VAT登録のある事業者は通常のVAT申告に組み入れて支払い（postponed VAT accounting）、VAT登録のない事業者は、関税等と共にDDAによって補足申告提出までに払う。</li> <li>電子搬入略式申告（Safety and Security declarations）は、全品目で6カ月間（6月30日まで）不要。</li> <li>動物由来副製品、非動物由来高リスク食品・飼料、生きた動物や、高リスク植物・植物製品の輸入では、事前通知や衛生証明書等の提出が必要。書類検査は遠隔で行い、高リスク物品等の実地検査は搬送先または他の認可された場所で実施。</li> <li>「GB」から始まる英国の事業者登録・識別（EORI）番号（GB EORI number）は、2021年1月1日から必須。</li> </ul>
2021年4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての動物由来製品と植物・植物製品で、事前通知と衛生証明書等の提出が必要。</li> </ul>
2021年7月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>全品目で、輸入申告、関税・VATの支払い、電子搬入略式申告が必要に。</li> <li>動植物検疫（SPS）対象品目で、書類検査は遠隔またはGBの国境管理施設（BCP）で、実地検査とサンプル検査は頻度を増加してGBのBCPで実施。</li> </ul>

（注）北アイルランド・アイルランド間、北アイルランド・グレートブリテン島間の取引には適用されない。

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

## 2-6.北アイルランドのモノの移動①

- 北アイルランドは、**英国の関税規則に準拠**し、英国が締結するFTA/EPAも利用可能。
- 他方、**物品貿易においてはEU規則を適用**し、実質的にEUの単一市場に残留。

項目	内容
北アイルランド →グレートブリテン島	<ul style="list-style-type: none"> <li>北アイルランドで内貨として自由流通している物品（<b>Qualifying Northern Ireland goods</b>：北アイルランド適格製品）については、原則北アイルランド・グレートブリテン島間で輸出入申告等の手続きや関税は発生しない。</li> <li>北アイルランドで特別な税関手続きの下にある物品や、認可された一時保管倉庫にある物品、制限リストの中で対象とされている物品は、北アイルランドで輸出申告書の提出が必要。</li> <li>北アイルランドから<b>アイルランド経由でグレートブリテン島に移送する適格製品</b>は、EUから英国への輸入プロセスに基づくが、関税は賦課されない。また、共通/EUトランジットの手続きは不要。</li> <li>EUから<b>北アイルランド経由でグレートブリテン島に移送される物品</b>は、原則として輸出要件を満たしていることの確認など、EU輸出国での輸出手続きが必要。</li> <li>3,000ユーロ以下の物品は、EU輸出国での輸出申告または英国歳入関税庁（HMRC）での申告を選択可。</li> <li>引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、CEマーク+UK（NI）マークを使用。</li> </ul>
グレートブリテン島 →北アイルランド	(次ページに記載)
北アイルランド⇔EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行どおり。<b>税関検査、書類作成等は要求されず、関税、割当は適用されない。原産地規則の確認も不要。</b></li> <li>引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関で認定を受けた場合、CEマーク+UK（NI）マークを使用。</li> </ul>
北アイルランド⇔第三国	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUに輸出される恐れがあり、EUと英国で関税率が異なる場合を除き、英国が交わしたFTA締結内容に準ずる。</li> <li>一部条件の下、<b>XI EORI番号の取得が必要</b>に（取得には既にGB EORI番号を保持していることが必須）。</li> </ul>

## 2-7.北アイルランドのモノの移動②

項目	内容
グレートブリテン島 →北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要に。</li> <li>VATおよび物品税は、引き続き英国の制度下に留まるが、実務手続きはEU規制を適用。北アイルランド搬入時にVATが課税されるため、VAT申告で還付手続き等を行う必要が生じる。</li> <li>アイルランド等EUに移送される可能性がある (at risk) 物品は、EU関税率に基づく関税を徴収。EUに移送される可能性がない (not at risk) 物品 (下表参照) は、関税を賦課しない。</li> <li>工業製品に関しては、上市に関連するEUのすべてのルールに準拠。</li> <li>移行期間終了後、グレートブリテンから北アイルランドに初めて製品を持ち込んで上市する事業者は「輸入業者 (importer)」となる。輸入業者による確認事項は、製品に自社の詳細が表示されていることや、製品が関連規則に準拠し、適切な適合性評価手続きを実施して基準適合マークを付けていること、製造者が適切な技術文書を作成しラベルの要件を順守していることなどがある。</li> <li>北アイルランド市場では、UKCAマークのみの使用は不可。CEマークかCEマーク+UK (NI) マークが必要。</li> <li>年間1トン以上の化学品を北アイルランドに輸出する企業は、北アイルランドまたはEUの輸入者がEU REACHに登録しているか、北アイルランドまたはEUで唯一の代理人を指名する必要がある。</li> </ul> <p>※トレーダーサポートサービス (TSS : 税関申告代行や各種講習等を行う英国政府の無料サービス) を開始。</p>

項目	EUに移送される可能性がない (no at risk) と認定される基準の内容
北アイルランド経由で、EUに移送される「リスクなし (not at risk) 」とみなされる基準	<p><b>グレートブリテン島→北アイルランド</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EUの関税がゼロの物品</li> <li>「英国トレーダー・スキーム」(UKTS) で認可された輸入業者によって、英国の最終消費者に販売・使用されることを目的として移送された物品</li> </ul> <p><b>EU、英国以外の第3国→北アイルランド</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EUの関税が英国の関税と同じか低い物品</li> <li>UKTSで認可された事業者によって、北アイルランドの最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された物品 (ただし英国とEUの関税に3%以上差がある場合は不可)</li> </ul> <p>※「商業的加工」のために北アイルランドに移送される場合は原則「リスクあり」とみなされる。例外は下記参照。</p>
商業的加工のために北アイルランドに移送される物品で「リスクなし (not at risk) 」とされる基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近会計年度の売上高が50万ポンド未満</li> <li>英国内の最終消費者への販売を目的とした食品</li> <li>北アイルランドの輸入業者が行う、建設、医療・福祉の直接提供、非営利活動</li> <li>輸入業者による北アイルランド所在の施設で最終消費される飼料の加工</li> </ul> <p>以上の場合は、UKTSを通じて「リスクなし (not at risk) 」と宣言することが可能。</p>

# 内容

1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. 移行期間終了後の英国の対外通商関係
- 3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント**
4. 英EU通商・協力協定の原産地手続き
5. 関税率の調べ方
6. 日英EU間取引における変化
7. 食品関係の留意点

# 3-1.原産性の判断基準

- 原産地規則（Rules of Origin）とは、輸出入される産品が当該締約国の原産品として認められるための規則。
- 原産地規則には、締約国以外の国で生産された産品が、不当に特惠税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもある（迂回防止）。
- 英EU通商・協力協定（TCA）では、他方の締約国の原則すべての「**原産品（originating goods）**」に対して、**関税を課すことを禁止**している（Article GOODS.5）。
- 英EU TCAで「現産品」と認められるのは、Article ORIG.3に規定された、以下のいずれかの条件を満たす産品。

## a. 完全生産品

- 当該締約国内で完全に得られる産品（wholly obtained products）
- 例：農水産品（動植物・魚介類等）、鉱物資源など
- Article ORIG.5に品目や要件を記載

## b. 当該締約国の原産材料のみから生産される産品

- 生産に直接使用される材料（一次材料）のすべてが原産材料であるもの
- 一次材料の生産に使用される材料（二次材料）の中に、非原産材料（当該締約国以外で得られた材料）が含まれていても、当該一次材料が品目別原産地規則（PSR）を満たしていればよい

## c. 品目別原産地規則（PSR: Product-Specific Rules of Origin）を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であって、附属書（ANNEX ORIG-2）で関税分類（HSコード）ごとに規定された要件を満たすもの
- 一次材料に非原産材料を使用しても、当該締約国内での加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの

## 3-2.品目別原産地規則（PSR）の調べ方

### 品目別原産地規則（PSR）の3類型

1. 関税分類変更基準：材料と最終製品との間に特定の関税分類（HSコード）の変更があること。
2. 付加価値基準：材料に一定以上の付加価値を付加すること。
3. 加工工程基準：材料に特定の加工（例：化学品の化学反応）がなされること。

### 【英EU TCAの品目別原産地規則（PSR）の調べ方】

英EU TCAテキストの附属書「ANNEX ORIG-2: PRODUCT SPECIFIC RULES OF ORIGIN」（P423）を確認  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/948119/EU-UK Trade and Cooperation Agreement 24.12.2020.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948119/EU-UK_Trade_and_Cooperation_Agreement_24.12.2020.pdf)

【例】

①確認したい最終製品の  
HSコードを確認

②次に、その製品が英EU TCA上の原産品  
と認められるために満たすべき条件を確認。

Chapter 85	Electrical machinery and equipment and parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles
85.01-85.02	CTH except from non-originating materials of heading 85.03; or MaxNOM 50% (EXW).
85.03-85.06	CTH; or MaxNOM 50% (EXW).

対象品目

85.06 一次電池

PSR

CTH（4桁レベルの関税分類変更準）

または

MaxNOM（非原産材料の最大割合）  
50%（EXW）（工場出し価額）

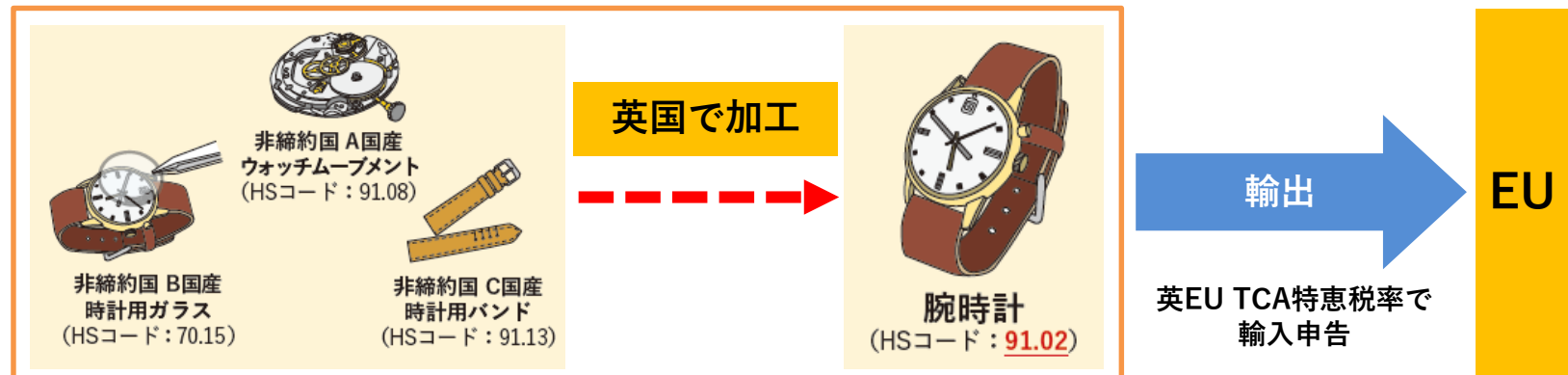
# 3-3.関税分類変更基準

## 関税分類変更基準（CTCルール）

- 非原産材料のHSコードと最終製品のHSコードの間に一定以上の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内でなされたとして、原産品と認める基準。
- 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類。
  - 1) 「**CC**」（Change in Chapter、「類」の変更）：上2桁での変更。
  - 2) 「**CTH**」（Change in Tariff Heading、「項」の変更）：上4桁での変更。
  - 3) 「**CTSH**」（Change in Tariff Subheading、「号」の変更）：上6桁での変更。

### 【CTCルールの例：CTH（項の変更）】

腕時計（HS91.02）のPSR：**CTH**またはMaxNOM 50%（EXW）





# 3-4.付加価値基準

## 付加価値基準

- 当該締約国で付加された価値により原産性を証明する方法。
- 原産性を認めるのに十分な付加価値が当該締約国内で付加された場合に、原産品と認める基準。

【非原産材料の最大割合 (MaxNOM) の計算式】

$$\frac{\text{非原産材料の価額 (VNM)}}{\text{製品の工場渡しの価額 (EXW)}} \times 100 \leq \text{閾値}$$

【付加価値基準の例】

産業用ロボット (HS8479.50) のPSR : CTHまたはMaxNOM 50% (EXW)



【公式】

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{EXW価額}} \times 100 = \frac{\text{GBP6,500}}{\text{GBP14,500}} \times 100 = 45\% \leq 50\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはMaxNOMが50%以下のため、原産品と認められる。

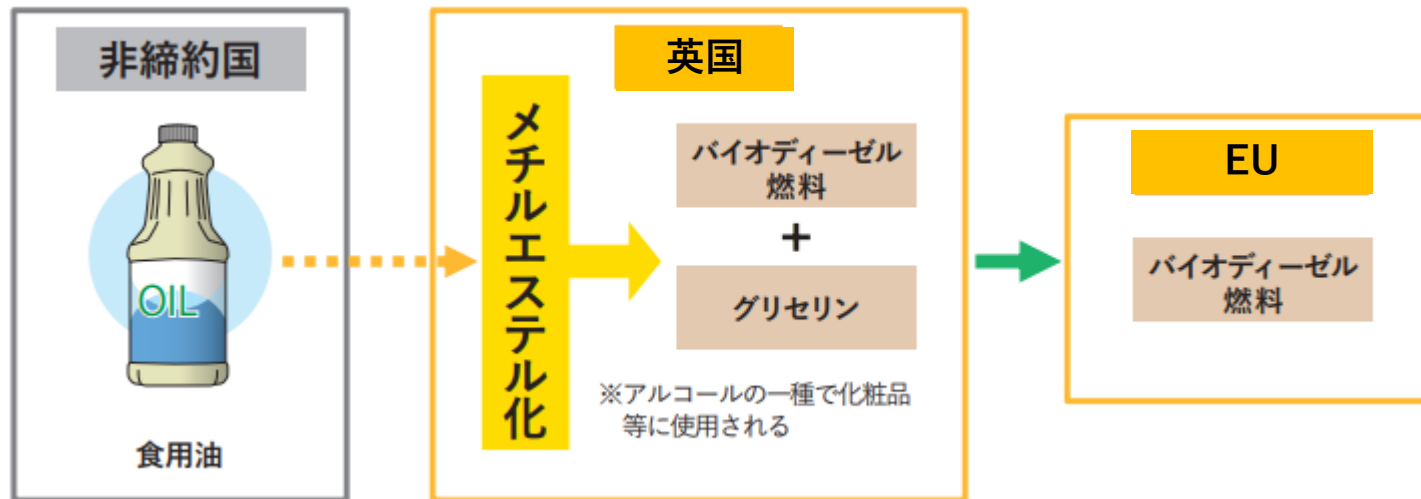
# 3-5.加工工程基準

## 加工工程基準

- 非原産材料に対し、当該締約国で品目別原産地規則（PSR）で定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。化学品や繊維製品などのPSRで採用されている。

### 【加工工程基準の例】

バイオディーゼル（HS38.26）のPSR： Production in which biodiesel is obtained through transesterification, esterification or hydro-treatment.（生産においてエステル交換反応、エステル化または水素化処理によってバイオディーゼルが得られること）



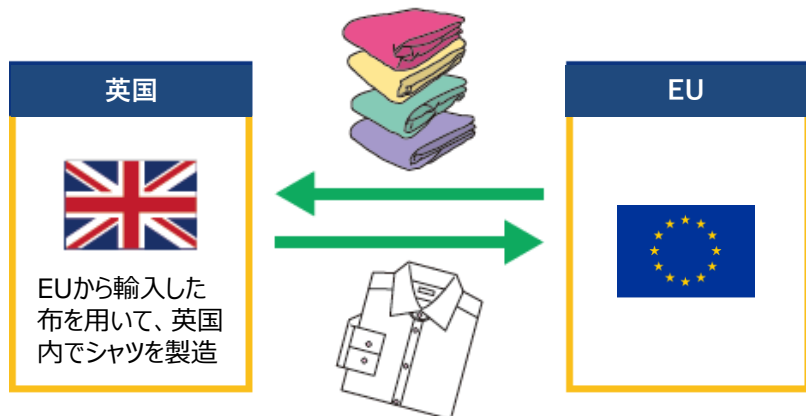
材料である食用油を非締約国より輸入し、英国でメタノールを加えてバイオディーゼル燃料を製造。この場合、英国での製造において、使用された非原産材料（食用油）に対して化学反応（エステル化反応）が施されていることから、バイオディーゼル燃料は加工工程基準（この例の場合、エステル化を経ていること）を満たし、日本の原産品と認められる。

## 3-6. 累積

- いずれか1カ国では品目別原産地規則（PSR）を満たせずに非原産品となってしまう場合でも、他方の締約国の付加価値や生産行為を累積することによりPSRを満たし、原産品として認められやすくなる、累積ルールを採用（Article ORIG.4）。
- 材料の累積のみならず、材料に対して他方の締約国で施された加工などによる付加価値や加工工程も累積に含めることができる、「生産行為の累積」が認められる完全累積制度を採用。
- 当該締約国で行われる生産行為が、Article ORIG.7（十分な変更とみなされない生産）で規定する生産を超えない場合は、他方の締約国の材料や生産行為を累積することはできない。
- 非原産材料に対して行われた生産行為を累積する場合、輸出者は原産地申告文作成のため、サプライヤーから附属書（ANNEX ORIG-3）の様式に基づく「サプライヤー宣誓書」またはそれと同等の文書を取得する必要がある。

### 【生産行為の累積の例】

男性用シャツ（HS62.05）のPSR：①Weaving combined with making-up including cutting of fabric; or ② Making-up including cutting of fabric preceded by printing (as standalone operation).（①製織と製品にすること（布の裁断を含む）との組み合わせ、または②なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む））



EUで「製織」工程を行い、英国内で「製品にすること」の工程を行ったことで、HS62.05のPSRのうち、①の基準を満たしたことになり、図の男性用シャツを英国向けに輸出する際には日英EPAの特恵税率が適用される。

## 3-7.許容限度

- 品目別原産地規則（PSR）を、非原産材料の使用を理由に満たさない場合でも、非原産材料の使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品とみなすことができる救済条項（デミニマスルール）。

### 許容限度の内容

- HS第2類、4類～24類の産品（第16類に分類される水産加工品を除く）に使用される非原産材料の総重量が、当該産品の重量の15%を超えない場合。
- 上記以外のすべての産品（第50類～63類に分類される産品を除く）に使用される非原産材料の総額が、当該産品の工場出し価格の10%を超えない場合。
- 第50類～63類に分類される産品の許容限度は、ANNEX ORIG-1（品目別原産地規則の注釈）の注釈7、8（Note 7 and 8）に規定。

※当該産品に使用される非原産材料の価格または重量が、品目別原産地規則（PSR）で規定する非原産材料の割合や重量の上限を超える場合は、適用できない。

※Article ORIG.5で規定する当該締約国内で完全に得られる産品（wholly obtained products）には、適用できない。品目別原産地規則（PSR）が、当該産品の原材料として完全に得られる産品を要求している場合、上記は適用される。

#### 【許容限度適用の例】

トマト缶詰（HS20.02）のPSR : Production in which all the materials of Chapter 7 used are wholly obtained.（生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること）

セネガル産（非締約国産）トマト100kgとイタリア産トマト1,000kg、英国産その他原料10kgを使用してネット重量900kgのトマト缶詰を生産し、EU向けに輸出する場合。

- PSRでは、原料のトマト（HS07.02）は英国（または累積によりEU）で完全に得られるものでなければならないため、セネガル産トマトを使用すると、PSRを満たせない。
- しかし、セネガル産トマトの重量は、トマト缶詰ネット重量の10%（ $100 \div 900 = 11.11\%$ ）。よってデミニマスルールを適用することで、原産品となる。

## 3-8. 十分な変更とはみなされない生産

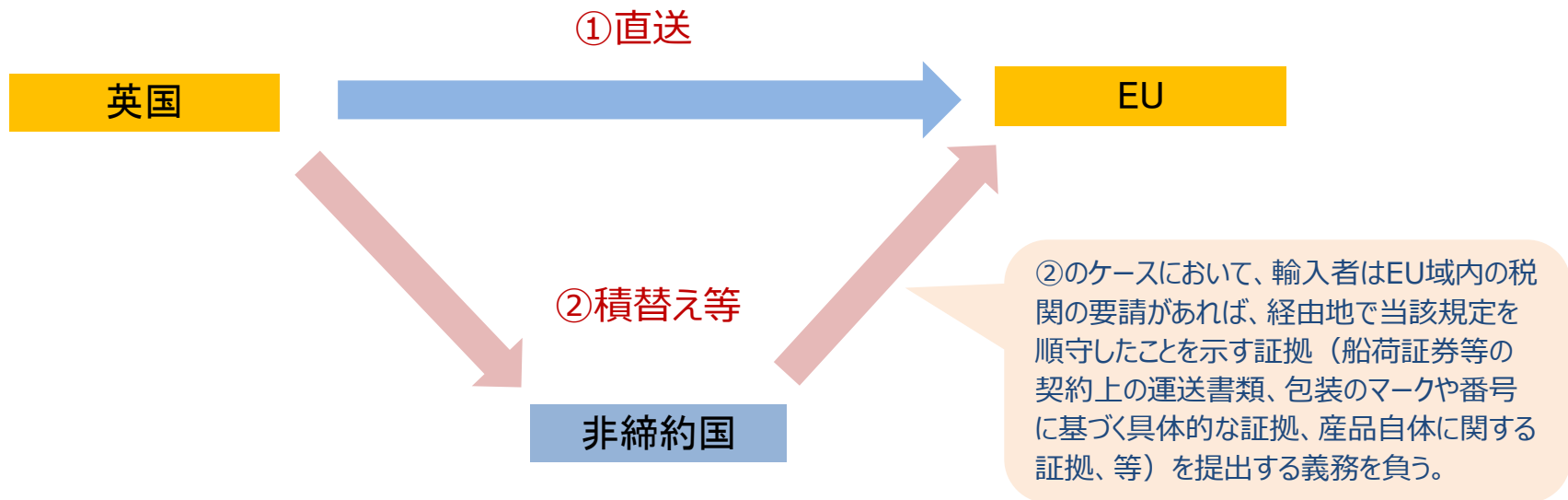
- 締約国における製品の生産において、非原産材料に対する生産行為が、Article ORIG.7で規定するわずかな作業（ミニマルオペレーション）に留まる場合は、付加価値基準など品目別原産地規則（PSR）を満たしていても、原産品として認められない。

### ミニマルオペレーション（Article ORIG.7: Insufficient Production）の一覧

- preserving operations such as drying, freezing, keeping in brine and other similar operations where their sole purpose is to ensure that the products remain in good condition during transport and storage;2
- breaking-up or assembly of packages;
- washing, cleaning; removal of dust, oxide, oil, paint or other coverings;
- ironing or pressing of textiles and textile articles;
- simple painting and polishing operations;
- husking and partial or total milling of rice; polishing and glazing of cereals and rice; bleaching of rice;
- operations to colour or flavour sugar or form sugar lumps; partial or total milling of sugar in solid form;
- peeling, stoning and shelling, of fruits, nuts and vegetables;
- sharpening, simple grinding or simple cutting;
- sifting, screening, sorting, classifying, grading, matching including the making-up of sets of articles;
- simple placing in bottles, cans, flasks, bags, cases, boxes, fixing on cards or boards and all other simple packaging operations;
- affixing or printing marks, labels, logos and other like distinguishing signs on products or their packaging;
- simple mixing of products, whether or not of different kinds; mixing of sugar with any material;
- simple addition of water or dilution with water or another substance that does not materially alter the characteristics of the product, or dehydration or denaturation of products;
- simple assembly of parts of articles to constitute a complete article or disassembly of products into parts;
- slaughter of animals.

## 3-9.変更の禁止（積送基準）

- 原産地規則を満たす原産品を他方の締約国に輸出する場合、非締約国（英EU以外の国）を経由せずに直接輸送（①）すれば、原産性が維持される。
- 非締約国を経由する場合（②）でも、経由先で許容されている作業以上の加工を加えず、当該産品が経由先で非締約国税関の管理下であれば、原産性は失われない（Article ORIG.16）。



### 経由先で許容される作業

- 産品の蔵置または展示（非締約国において税関の監視の下に置かれている場合）
- 輸出者による（またはその責任の下で行われる）貨物の分割（非締約国において税関の監視の下に置かれている場合）
- 輸入締約国の特定の要件を順守するためのマーク、ラベル、封印その他書類を添付し、または施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するためまたは輸送に必要なその他の工程

# 3-10.その他の主な規定

## 輸送用のこん包材料及びこん包容器 (Article ORIG.9) P31

- 輸送中の製品の保護のために使用されるこん包材料およびこん包容器は、当該製品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。

## 小売用の包装材料及び包装容器 (Article ORIG.10) P31

- 製品を小売用に包装するための包装材料および包装容器は、当該製品に含まれるものとして分類される場合には、当該製品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。ただし、製品が品目別原産地規則 (PSR) に定める非原産材料の最大割合の要件の対象となる場合は、非原産材料の価格の算定に当たって考慮する。

## 附属品、予備部品、工具 (Article ORIG.11) P31

- 附属品・予備部品・工具・解説資料その他の資料 (以下の要件を満たすもの) は、当該製品に含まれるものとして分類される場合には、当該製品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。ただし、製品がPSRに定める非原産材料の最大割合の要件の対象となる場合は、非原産材料の価格の算定に当たって考慮する。
  - 製品本体と共に納品され、インボイス (仕入書) が製品と別立てにされていない場合。
  - 種類や数量および価額が、慣習的 (常識的) な範囲であること。

## 製品のセット (Article ORIG.12) P32

- 製品が複数の製品からなる「セット」である場合、以下の条件を満たせば原産品と認められる。
  - ✓ 統一システムの解釈に関する通則3の適用により分類されるセットの場合、各製品がそれぞれの原産地規則を満たすこと。
  - ✓ 原産品と非原産品が混在する場合、非原産品の価額が当該セットの工場出し価額の15%以下であること。

## 中立的な要素 (Article ORIG.13) P32

- 間接材料は「中立的な要素」と定義され、製品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、原産品としての資格を決定する必要はないとされている。具体的には、以下のとおり。
  - 燃料、エネルギー、触媒および溶剤
  - 設備および建物の維持のために使用される工場、設備、予備部品および材料
  - 機械、工具、ダイスおよび鋳型
  - 生産において使用され、または設備および建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コンパウンド材その他の材料
  - 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備および備品
  - 当該製品の試験または検査に使用される設備、装置および備品
  - 当該製品の生産に使用される材料で、当該製品に組み込まれず、且つ当該製品の最終構成物に組み込まれることを意図しないもの

## 会計の分離 (Article ORIG.14) P32

- 価額や品質も同一であって、一般的に原産材料と非原産材料が混在して保管されることが多い製品について、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に基づき、原産品であるかどうかを判定される。
- 会計の分離を使用する場合、締約国の税関は事前認可の取得を求める場合がある。その場合、税関はこれら認可について監視し、対象事業者会計の分離を不適切に利用した場合、または原産地規則が定めるその他条件を満たせなかった場合は、認可を取り消すことがある。

## 3-11.事前教示制度（参考）

- 事前教示制度（Advanced Ruling）とは、事業者が輸入国税関に対して、輸入の前に特定製品の関税分類や原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）について照会を行い、税関から回答を受けることができる制度。
- 英国の事前教示制度は、グレートブリテン島と北アイルランドまたはEUの場合で、制度が異なる。

### ■ 関税分類

#### グレートブリテン島との輸出入：関税分類の事前認定（Advance Tariff Ruling）

- 事業者からの要請に対して、英国歳入関税庁（HMRC）が120日以内を目途に回答。
- 英国政府のオンライン申請ポータル（Government Gateway）へのアクセス権を確保の上、オンラインで申請。
- 申請は製品の種類ごとに個別に行わなければならない。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-tariff-ruling-that-can-be-used-from-1-january-2021>

#### 北アイルランドまたはEUとの輸出入：拘束的関税分類情報（Binding Tariff Information: BTI）

- EUの専用ポータル（Customs Trader Portal）へのアクセス権を確保の上、申請が必要。
- HMRCがアクセス権を付与。電子メールで申請する。申請・決定受領はオンラインで行われる。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-tariff-information-decision>

### ■ 原産地規則手続に基づく原産品認定

#### グレートブリテン島との輸出入：現製品の事前認定（Advance Tariff Ruling）

- 事業者からの要請に対して、HMRCが書面で回答。回答は3年間有効。
- 下記サイトからリンクされている申請フォームにオンラインで記入の上、電子メールで提出。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-origin-ruling>

#### 北アイルランドまたはEUとの輸出入：拘束的原産情報（Binding Origin Information: BOI）

- 事業者からの要請に対して、HMRCから45日以内を目途に書面で回答。回答は3年間有効。
- 下記サイトよりリンクされている申請フォームにオンラインで記入の上、電子メールで提出。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-origin-information-decision>

参考：EUの拘束的関税分類情報（BTI）と拘束的原産情報（BOI）の詳細情報

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/binding-tariff-information-bti\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/binding-tariff-information-bti_en)

<https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/content/binding-origin-information-2>



# 内容

1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. 移行期間終了後の英国の対外通商関係
3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント
4. **英EU通商・協力協定の原産地手続き**
5. 関税率の調べ方
6. 日英EU間取引における変化
7. 食品関係の留意点

## 4-1.自己申告制度

- 輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度を採用。
- 特恵待遇の付与の承認/否認は、最終的に輸入国税関が判断。

### 特恵待遇を受けるための方法 (Article ORIG.18)

- a. 輸出者 (※) が原産地に関する申告 (statement on origin) を作成
- b. 輸入者が自らの知識 (Importer's knowledge) に基づいて特恵待遇を要求

※英EU TCAにおける「輸出者」とは、英国またはEUに所在し、英国またはEUの法令に定める要件に従い、原産品を輸出または生産し、原産地に関する申告を作成する者のことを指す (Article ORIG.2(c))。従い、原産地に関する申告を作成する「生産者」が含まれる。

### 関税上の特恵待遇の要求を行う時点 (Article ORIG.18a)

- 輸入国の法令に基づき、輸入申告 (customs import declaration) に含めて要求を行う。
- 輸入時に要求を行わなかった場合、輸入した日から**3年以内** (または輸入国の法令が定めるこれより長い期間内) に特恵待遇の要求を行えば、輸入国は特恵待遇を与え、**支払った関税を還付**する。
  - 要求において、輸入者はArticle ORIG.18 (2)で示した要求根拠を提示する必要がある。
  - 輸入時点で、当該産品が現産品であり、その他すべて原産地規則の要件を満たしていたとみなされれば、特恵待遇を与えられる。

## 4-2.原産地に関する申告に基づく申請

### 輸出者によって作成された原産地に関する申告に基づく申請 (Article ORIG.19)

- 輸出者は附属書 (ANNEX ORIG-4) に示す各言語の様式 (下図) に従って、原産品について十分な詳細を記した仕入書 (インボイス) またはその他の文書に、原産地申告文を記載する。輸入国が輸入者に申告文の翻訳の提出を要求することは禁止。
  - ✓ プロフォーマインボイスや船積書類 (パッキングリスト、デリバリーノート等。船荷証券は除く) 商業文書。英国歳入関税庁 (HMRCは、輸出者自らが発行した文書への記載を推奨。
  - ✓ 輸出者が他方の締約国に存在するものの、インボイスを発行する商社が非締約国に存在する場合、原産地申告文はそのインボイス上に記載することはできない。こうした場合は、輸出者 (非締約国の商社ではない、生産者または商社) が輸出国 (他方の締約国) で発行した商業文書 (デリバリーノート等) に原産地申告文を記載する。
- 原産地に関する申告は、作成日から12カ月 (または輸入国の法令が定めるこれより長い期間で、24カ月を超えない期間) 有効。英国への輸入においては2年間、EUへの輸入においては12カ月間有効。
- 申告文に記した12カ月を超えない期間内であれば、複数回の輸入について適用可能。

(Period: from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_ <sup>(1)</sup>)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ... <sup>(2)</sup>) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... <sup>(3)</sup> preferential origin.

..... <sup>(4)</sup>

(Place and date)

.....

(Name of the exporter)

### 注釈 (上図の注釈番号に対応)

- 原産地申告が同一の産品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入。当該期間は12カ月を超えてはならない。すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合は、記入欄は空欄のままで良い。
- 輸出者が特定される参照番号を記入する。EUの輸出者であれば、EUの法規制に整合する形で登録された番号となり、英国の輸出者であれば、英国の法規制に整合する形で登録された番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。  
⇒EUの輸出者はREX (登録輸出者) 番号、英国の輸出者はEORI番号。
- 産品の原産地、英国もしくはEUのいずれかを記入する。
- 場所および日付は、当該情報が (申告文を記載する) 文書自体に含まれる場合、省略できる。

# 4-3. サプライヤー宣誓書

- 産品の原産性に関する情報を顧客に提供するためにサプライヤーが作成するもの。
- 附属書（ANNEX ORIG-3）の別添様式で作成し、インボイスその他の書類に添付する。
- 特定顧客が当該原材料を用いて一定期間継続して生産を行う場合、サプライヤーは当該原材料の継続的な出荷を対象にする「長期サプライヤー宣誓書」を、同附属書別添2の様式で提供できる。通常、長期サプライヤー宣誓書の有効期間は、作成日から2年間。
- **2021年12月31日までは、宣誓書なしでも特惠関税を要求する猶予期間を導入。**英国歳入関税庁（HMRC）は猶予期間終了後、過去にさかのぼって宣誓書の提示を求める場合がある。

**SUPPLIER'S DECLARATION**

The supplier's declaration, the text of which is provided below, must be made out in accordance with the footnotes. However, the footnotes do not have to be reproduced.

**SUPPLIER'S DECLARATION**

I, the undersigned, the supplier of the products covered by the annexed document, declare that:

1. The following materials which do not originate in [indicate the name of the relevant Party] have been used in [indicate the name of the relevant Party] to produce these products:

Description of the products supplied <sup>(1)</sup>	Description of non-originating materials used	HS heading of non-originating materials used <sup>(2)</sup>	Value of non-originating materials used <sup>(2)(3)</sup>
Total value			

2. All the other materials used in [indicate the name of the relevant Party] to produce those products originate in [indicate the name of the relevant Party]

I undertake to make available any further supporting documents required.  
 ..... (Place and Date)  
 .....(Name and position of the undersigned, name and address of ..... company)  
 ..... (Signature)(6)

**サプライヤー宣誓書が必要なケース（例）**

- 関税分類が変更されない原材料
- PSRに非原産材料の価値上限が既定されている場合で、すべての原材料の価値が同上限を上回っている場合（超過分の原産性を示す必要）
- PSRに規定されている特定の生産行為より後の段階にある原材料から生産している場合
- 生産行為が、十分な変更とはみなされない生産（ミニマルオペレーション）に該当する場合
- 購入と輸出を同一国内で行う場合

※非原産材料に対して行われた生産行為を累積する場合も、輸出者はサプライヤー宣誓書またはそれと同等の文書を取得する必要がある。

**サプライヤー宣誓書が不要なケース**

- 品目別原産地規則（PSR）にすべての非原産材料の関税分類の変更が既定されている場合
- PSRに非原産材料の価値上限が既定されている場合で、すべての原材料の価値が同上限以下に収まっている場合
- PSRに規定されている特定の生産行為またはそれ以前の段階で、特定の原材料から生産している場合

# 4-4.輸入者の知識に基づく申請とその他のポイント

## 輸入者の知識に基づく申請 (Article ORIG.21)

- 輸入者が、輸出者に代わり自身で製品の原産性を証明できることを前提として行う申請。特定の様式はない。
- 英国歳入関税庁 (HMRC) がガイダンスで示す、輸入者が保持すべき情報の例
  - ✓ 関税品目分類 (HSコード)
  - ✓ 生産工程の概要説明 (使用する原材料の原産性を含む)
  - ✓ 原産性が特定の生産工程に依拠している場合、その工程の具体的内容
  - ✓ 生産工程で使用された現産品と非現産品の説明 (該当する場合)
  - ✓ 原産性が完全生産品に依拠している場合、製品の分類 (収穫、採掘、漁獲、および産地など)
  - ✓ 原産性が付加価値方式に依拠している場合、すべての非原産品の価格を含む製品価格、および／または、生産に使用された現産材料
  - ✓ 原産性が重量に依拠している場合、すべての非原産品の価格を含む製品重量、および／または、生産に使用された現産材料
  - ✓ 原産性が関税分類変更 に依拠している場合、すべての非現産品のリスト (HSコードを含む。桁数は、対応する原産地基準に依る)
  - ✓ 経由国の税関が発行した非加工証明書など、変更の禁止に関する条項を順守したことを示す情報 (該当する場合)

## 記録の保管義務 (Article ORIG.22)

- **輸入者の保管義務**：以下の書類・記録を、最低3年間保管。ただし、HMRCはガイダンスで**4年間の保管義務**があるとしている。
  - ✓ 原産地に関する申告によって要求した場合は、輸出者が作成した当該申告
  - ✓ 輸入者の知識によって要求した場合は、原産地規則の要件を満たすことを示すすべての記録
- **原産地に関する申告を作成した輸出者の保管義務**：当該申告の写しと、原産地規則の要件を満たすことを示すその他すべての記録を、当該申告作成から**最低4年間保管**。
- いずれも電子媒体での保管も可能。

## 相違 (Article ORIG.20)

- 原産地に関する申告における軽微な誤りや表現の相違によって、またはインボイスが第三国で発行されたという単一の理由で、輸入国税関が関税上の特惠待遇を否認することを禁止。

## 小型貨物 (Article ORIG.23)

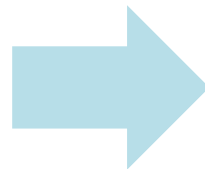
- 個人間の小型貨物として輸送される製品、または旅行者携行品の一部を構成する製品は、原産地規則の要件を満たし、その申告性に疑義がなく、その製品の価額が一定の範囲内であれば、関税上の特惠待遇を要求しなくても、その適用を受けることが可能。
- EUへの輸入については、小包は500ユーロ以下 (または相当額)、手荷物は1,200ユーロ以下 (同)。商用輸入は対象外。
- 英国への輸入については、1,000ポンド未満 (※) の貨物。商用輸入も対象。
  - ※英EU TCAテキストには記載なく、後日ガイダンスで示された閾値 (ただし、「1,000以下」の可能性あり)

## 4-5.原産性の確認と否認

- 輸入国税関は、無作為抽出を含むリスク評価手法に基づき、輸入された製品が原産品であるかどうかの確認を行うことがある。いわゆる検認制度（Article ORIG.24）。
- 税関はこのため、関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して、輸入申告提出時、製品引き渡し前、同引き渡し後、いずれかの時点で、情報の提供を要求できる。
- 確認結果が確定するまでの間、税関が特惠待遇を留保する場合、保証金を含む適切な予防措置に基づき、輸入者は製品の引き取りが可能。
- 輸出国・輸入国双方の税関が入手した情報の秘密は保持され、当事者の事前許可がない限り目的外利用はしない（Article ORIG.27）。

### 原産地に関する申告に基づく要求の場合の検認

- 輸入国税関は輸入者に対して、原産地に関する申告と、原産地規則を満たすことを裏付ける情報を要求。
- 輸入者は、検認に資すると考えらえる追加情報があれば、併せて提供可能。
- 輸入者は、当該原産地申告を提出しなければならないが、裏付け情報を知り得ない場合は、それらの情報を提供する立場にない旨、税関に回答することができる。



### 輸出国税関による確認（Article ORIG.25）

- 輸入国税関は、必要と判断されれば、輸入時（または Article ORIG.18a-2.-(a)に基づき事後に特惠待遇を要求した場合はその要求時点）から2年以内に、輸出国の税関に対し、情報を要求することが可能。
- 輸出国の税関は、証拠の要求により、また記録確認や生産設備査察のための輸出者施設の訪問により、輸出者に対して文書や検査を要求することができる。
- 輸出国の税関は、輸出者が機密情報とみなす情報を輸入国の税関に提供することは禁止。

以下のいずれかの場合、輸入国税関は特惠待遇を否認できる

- 最初の情報要求から3カ月以内に輸入者から回答がない（または原産地に関する申告の提出がない）
- 輸出国税関に情報を要求した日から10カ月以内に輸出国税関から回答がない（または回答内容が不十分）

### 輸入者の知識に基づく要求の場合の検認

- 輸入国税関は輸入者に対して、原産地規則を満たすことを裏付ける情報を要求。
- 輸入者は、検認に資すると考えらえる追加情報があれば、併せて提供可能。
- 輸入国税関は、必要と判断されれば、輸入者に対して追加情報を要求できる（同じく3カ月以内に要回答）。



以下のいずれかの場合、輸入国税関は特惠待遇を否認できる

- 最初の情報要求から3カ月以内に輸入者から回答がない（または回答内容が不十分）
- 追加情報要求から3カ月以内に輸入者から回答がない（または回答内容が不十分）

## 4-6.協定テキストと関連ガイダンス（参考）

英EU通商・協力協定のテキスト全文

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/948119/EU-UK Trade and Cooperation Agreement 24.12.2020.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948119/EU-UK_Trade_and_Cooperation_Agreement_24.12.2020.pdf)

英EU通商・協力協定の原産地規則に関するガイダンス（英国政府）

<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

英EU通商・協力協定の特惠税率要求に関するガイダンス（英国政府）

<https://www.gov.uk/guidance/claiming-preferential-rates-of-duty-between-the-uk-and-eu>

英EU通商・協力協定関連資料（欧州委員会）

[https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-trade-and-cooperation-agreement\\_en](https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-trade-and-cooperation-agreement_en)

TRADE AND COOPERATION AGREEMENT BETWEEN THE EUROPEAN UNION AND THE  
EUROPEAN ATOMIC ENERGY COMMUNITY, OF THE ONE PART, AND THE UNITED KINGDOM  
OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND, OF THE OTHER PART

# 内容

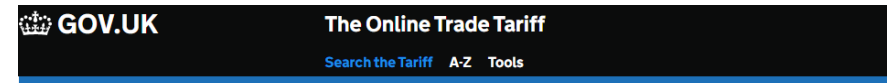
1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. 移行期間終了後の英国の対外通商関係
3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント
4. 英EU通商・協力協定の原産地手続き
5. **関税率の調べ方**
6. 日英EU間取引における変化
7. 食品関係の留意点



# 5-1.関税率の調べ方：英国

英国政府ウェブサイトの関税率検索データベース「The Online Trade Tariff」を利用する。  
<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>

例：光ファイバーおよび光ファイバーケーブル（イメージ・コンダクターケーブル）（HS9001.10.10.00）」



## Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates

From 1 January 2021, if you're bringing goods into Northern Ireland from outside the UK and the EU, you will pay the UK duty rate if your goods are not 'at risk' of onward movement to the EU. If they are at risk of onward movement to the EU, use the [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

Search the tariff

This tariff is for 25 January 2021 [Change date](#)

### All sections

Section title	Section	Chapters
<a href="#">Live animals: animal products</a>	I	1 to 5
<a href="#">Vegetable products</a>	II	6 to 14
<a href="#">Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes</a>	III	15
<a href="#">Prepared foodstuffs; beverages, spirits and vinegar; tobacco and manufactured tobacco substitutes</a>	IV	16 to 24
<a href="#">Mineral products</a>	V	25 to 27
<a href="#">Products of the chemical or allied industries</a>	VI	28 to 38
<a href="#">Plastics and articles thereof; rubber and articles thereof</a>	VII	39 to 40

方法①：HSコードなどで該当品目を検索

方法②：品目名を選択していき、より詳細な品目を特定する

### Commodity information for 9001101000

Switch to [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

This tariff is for 26 January 2021 [Change date](#)

Section XVIII: Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; clocks and watches; musical instruments; parts and accessories thereof

- L Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; parts and accessories thereof
- L Optical fibres and optical fibre bundles; optical fibre cables other than those of heading 8544; sheets and plates of polarising material; lenses (including contact lenses), prisms, mirrors and other optical elements, of any material, unmounted, other than such elements of glass not optically worked
- L Optical fibres, optical fibre bundles and cables
- L Image conductor cables

Overview Import **Export**

### Import measures and restrictions

This information is for 26 January 2021.

Trade between the UK and [European Union \(EU\)](#) [Reset to all countries](#)

[What are the main types of tariffs and charges](#)

### Measures for European Union

Country	Measure	Value	Conditions that apply	Exclusions	Start date (End date)	Footnotes
<a href="#">All countries (101)</a>	Value added tax	20.00 %			01/09/2019	<a href="#">03020</a>
<a href="#">All countries (101)</a>	Third country duty	2.00 %			01/01/2021	
<a href="#">European Union (1013)</a>	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
<a href="#">All countries (101)</a>	Airworthiness tariff suspension	0.00 %	<a href="#">Conditions</a>		01/01/2021	<a href="#">CD333</a>

「Import」タブを選択

次に、「European Union」を選択

対EU特惠税率 (European Union) は0.00%

対第三国税率「Third country duty」は2.00%

# 5-2.関税率の調べ方：EU

欧州委員会ウェブサイトの関税率検索データベース「TARIC」を利用する。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/taric/](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/)

例：光ファイバーおよび光ファイバーケーブル（イメージ・コンダクターケーブル）（HS9001.10.10.00）」

Legal Notice | Contact | Search | Language (ja)

TAXATION AND CUSTOMS UNION

European Commission

European Commission > Taxation and Customs Union > Databases > TARIC

Contact TARIC | Contact QUOTA

Following the withdrawal of the United Kingdom from the Union, any reference to Member States shall be understood as including the United Kingdom where Union law remains applicable to and in the United Kingdom until the end of the transition period according to the Withdrawal Agreement (OJ C 384 I, 12.11.2019, p. 1).

Help | What's new? | Information | FAQ

User Guides, Information and Downloadable data: [\[Info\]](#)

Last TARIC update: 25-01-2021  
Download latest daily update: 25-01-2021

**TARIC Consultation**

Measures | Geographical areas | Regulations

Search by goods code and geographical area

Goods code [Browse] | Origin/destination

[Advanced search]

**Retrieve Measures**

The current reference date for the query is 26-01-2021 [Change the reference date]

Top

**TARIC measure information** [Show all information] The reference date is 26-01-2021  
Last TARIC update: 25-01-2021

Area: United Kingdom - GB  
Goods nomenclature code: 90011010  
Measure type:  
Order number:  
Measure publication start date must be after:  
Measure publication start date must be before:  
Legal base:

SECTION XVIII OPTICAL, PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC, MEASURING, CHECKING, PRECISION, MEDICAL OR SURGICAL INSTRUMENTS AND APPARATUS; CLOCKS AND WATCHES; MUSICAL INSTRUMENTS; PARTS AND ACCESSORIES THEREOF

CHAPTER 90 OPTICAL, PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC, MEASURING, CHECKING, PRECISION, MEDICAL OR SURGICAL INSTRUMENTS AND APPARATUS; PARTS AND ACCESSORIES THEREOF

**9001** Optical fibres and optical fibre bundles; optical fibre cables other than those of heading 8544; sheets and plates of polarising material; lenses (including contact lenses), prisms, mirrors and other optical elements, of any material, unmounted, other than such elements of glass not optically worked : (TN701)

**9001 10** - Optical fibres, optical fibre bundles and cables :

**9001 10 10** - - Image conductor cables

**ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011)**

Third country duty (01-01-1999 - ) : <b>2.90 %</b>	<a href="#">R2261/98</a>
Airworthiness tariff suspension (01-11-2018 - ) : <b>0 %</b> (CD333)	<a href="#">R1517/18</a>
[Show conditions]	
<b>United Kingdom (GB)</b>	
Tariff preference (01-01-2021 - ) : <b>0 %</b>	<a href="#">D2253/20</a>
<b>All third countries (ALLTC 1008)</b>	
Restriction on export (01-01-2007 - ) (TM571)	<a href="#">R1210/03</a>
Additional Code 4053: Optical, photographic or cinematographic apparatus, between 50 and 100 years old, other than those covered by the additional codes 4008, 4010, 4011, 4013, 4023, 4040 - 4048	

対英国 (GB) 特恵税率は0%

対第三国税率「Third country duty」は2.90%

## 内容

1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. 移行期間終了後の英国の対外通商関係
3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント
4. 英EU通商・協力協定の原産地手続き
5. 関税率の調べ方
6. 日英EU間取引における変化
7. 食品関係の留意点

# 6-1. 日英間のEU経由、日EU間の英国経由のモノの移動

## ケース1：日本産品を英国に輸出し、その後EUに輸出する場合

- 2020年末までは、英国輸入時に、EU対外共通関税（CET）または日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い、英→EUは単一市場内のため、関税は発生しなかった。
- 2021年からは、英国輸入時にUKGTまたは日英EPA税率の関税・輸入VATを支払い。しかし英→EU輸出でEU輸入時にCET・輸入VATが発生。日本産品であり、英EU通商・協力協定とは無関係。
- 対策例：英国輸入時に保税倉庫（Customs Warehousing）を利用。英国で関税・輸入VATを支払わず、英→EU輸出でEU輸入時に日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い。

## ケース2：日本産品をEUに輸出し、その後英国に輸出する場合

- 2020年末までは、EU輸入時に、CETまたは日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い。EU→英は単一市場内のため、関税は発生しなかった。
- 2021年からは、EU輸入時にCETまたは日EU EPA税率の関税・輸入を支払い。しかしEU→英輸出で英国輸入時にUKGT・輸入VATが発生。日本産品であり、英EU通商・協力協定とは無関係。
- 対策例：EU輸入時に保税倉庫（Customs Warehousing）を利用。EUで関税・輸入VATを支払わず、EU→英輸出で英国輸入時に日英EPA税率の関税・輸入VATを支払い。



②のケースにおいて、輸入者はEU域内の輸入国税関の要請に応じて、船荷証券などの運送書類、経由地で実質的な加工を施していないことを示す証拠（非加工証明書）等を提出する義務を負う。

### 経由先で許容される作業：

- 産品の蔵置又は展示（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者（又はその責任）による貨物の分割（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸入側のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するために必要なその他の作業

日EU EPA、日英EPAでは、**第三国を経由する場合でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該第三国税関の管理下であれば、原産性は失われない。**

# 6-2.日本への輸入における変化

英国からEU経由で日本に、あるいはEUから英国経由で日本に輸出する場合も、2021年からはそれぞれ日英EPA、日EU EPAにおいて、非締約国を経由する輸出となり、各協定の積送基準を満たさないと、日本輸入時に関税支払いが必要となる。

このページの本文へ > サイトマップ > English

**税関**  
Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水際での取扱い 貿易統計 カスタムスアンサー (FAQ)

全国の税関 函館 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄

現在位置: 原産地規則ポータル > 原産地規則とは > 初めて日EU・EPAを利用される方へ (輸入)

### 初めて日EU・EPAを利用される方へ (輸入)

#### 日EU・EPA利用の流れ

日EU・EPAに基づく特惠税率を適用して貨物を日本に輸入するためには、大きく3つの条件があります。それらに関連するものとして、積送基準を満たしていることも必要となります。

1. 日本に輸入しようとする貨物の品目について日EU・EPAの特惠税率が設定されていること
 

貨物のHS番号から、実行関税率表で確認することができます。

**【条件1.】**
2. EU域内で生産された貨物が日EU・EPA上の「原産品」であると認められること
 

原産品であると認められるためには、貨物が次のいずれかに該当する必要があります。

a) 完全生産品  
b) 原産材料のみから生産される製品  
c) 実質的変更基準を満たす製品

**【条件2.】**
3. 輸入申告時に必要となる書類を作成又は準備し税関に提出すること
 

原産品申告書と、原産品であることを明らかにする書類（貨物が日EU・EPAの要件を満たすことについての説明（真です）。

**【条件3. 輸入】**

#### 変更の禁止（積送基準）

EUからの輸出後、輸入申告の前に、貨物に対して変更を加えることや、貨物を良好な状態に保存するために必要な工程等の一定の工程以外の工程を行うことは認められません。

また、EU域外の第三国での製品の搬置は、当該国において税関の監視下に置かれていることが条件です。EU域外の第三国を経由して日本に輸入する場合には、輸入申告に際して積送基準を満たすことを示すための運送要件証明書の提出が必要です。

(第3・10条変更の禁止)

#### 運送要件証明書の提出

輸入しようとする貨物が「直接運送品」以外のものについては、輸入申告時に「運送要件証明書」の提出が求められます（課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く）。

(関税法施行令第61条第2項口(1))

— 「直接運送品」とは

非原産国（EU域外の第三国）を経由せず日本に向けて直接に運送されたものことです。

なお、直接運送品には、通過する非原産国において積替え又は一時搬置のいずれもがされないものを含みます。

— 「運送要件証明書」とは

經由する当該非原産国において積替え及び一時搬置（当該国の保税地域その他これに準ずる場所において、当該国の税関の監督下で行われるものに限る）以外の取扱いがされなかったことを証する書類のことであり、本邦輸入港に至るまでの「通し船荷証券の写し」や「積替え又は一時搬置された非原産国の税関等が発給した証明書」又は「その他税関長が適当と認める書類」をいいます。

EUからの輸出後、輸入申告の前に、貨物に対して変更を加えることや、貨物を良好な状態に保存するために必要な工程等の一定の工程以外の工程を行うことは認められません。

また、EU域外の第三国での製品の搬置は、当該国において税関の監視下に置かれていることが条件です。EU域外の第三国を経由して日本に輸入する場合には、輸入申告に際して積送基準を満たすことを示すための運送要件証明書の提出が必要です。

**【変更の禁止（積送基準）】**

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/jpeu.htm>

## 6-3.英国MFN税率と日英EPA税率の逆転

- 英国で2021年1月から適用が始まったMFN税率（UK Global Tariff）は、これまでのEU対外共通関税をベースにして、一部の品目でMFN税率が削減もしくは撤廃された。
- 一方で、日英EPA税率は、同協定で規定する基準税率（ベースレート）を元に関税が削減もしくは撤廃されるため、一部の関税削減品目では、日英EPA税率よりMFN税率の方が低い「逆転税率」となる。
- その場合、同協定の第2.8条2の規定により、より低いMFN税率が適用されるが、日英EPAの特恵申請は必要ないため、日英EPAの利用にあたってはMFN税率と日英EPA税率を比較して、利用の可否を確認する必要がある。

例：

HS 90112090（顕微鏡写真用等の光学顕微鏡）

税率の種類	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
MFN税率	-	0%	0%	0%	0%	0%
日英EPA税率	B5	4.5%	3.4%	2.2%	1.1%	0%

HS 87042131（5トン以下2500cc以上のディーゼルトラック）

税率の種類	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
MFN税率	-	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
日英EPA税率	B7	16.5%	13.8%	11.0%	8.3%	5.5%	2.8%	0%

# 内容

1. 英EU通商・協力協定の主なポイント
2. 移行期間終了後の英国の対外通商関係
3. 英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント
4. 英EU通商・協力協定の原産地手続き
5. 関税率の調べ方
6. 日英EU間取引における変化
7. **食品関係の留意点**

# 7-1. 留意点①：累積、十分な変更とはみなされない生産

- 累積ルールは、一つの締約国における製品の生産において、他の締約国の材料、付加価値等を累積させることで原産性を認めるものだが、一つの締約国で行われる生産工程が、Article ORIG.7（十分な変更とみなされない生産）で規定される生産を超える必要がある。
- 単純な加工工程を含む農水産品においては特に注意が必要。

## 【累積適用の事例】

- ✓ 刻みトマト缶詰（HS2002.90）のPSR：生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること
- ✓ EU産トマトを英国に輸入して加工し、EU向けに輸出する場合、
  - PSRでは、原料のトマト（HS0702）は英国（または累積によりEU）で完全に得られるものでなければならないとされる。
  - ここで、英国における加工（トマトの刻み、調理、缶詰の工程の組み合わせ）は**十分な変更とみなされない生産を超えた作業**であるため累積ルールを適用することで、原産品となる。

## 【累積不適用の事例】

- ✓ 粉チーズ（HS0406.20）のPSR：生産において使用される第4類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること、生産において使用される第1701項、1702項の非原産材料の合計重量が製品重量の20%を超えないこと
- ✓ EU産チーズを英国に輸入して加工し、EU向けに輸出する場合、
  - PSRでは、原料のチーズ（HS0406）は英国（または累積によりEU）で完全に得られるものでなければならないとされる。
  - ここで、英国における加工（粉化のみ）は、**十分な変更とみなされない生産を超えない作業**であるため累積ルールが適用されず、非原産品となる。

## 【ミニマルオペレーションの事例】

- ✓ 冷凍ナッツ（HS0811.90）のPSR：生産において使用される第8類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること、生産において使用される第17.01項、17.02項の非原産材料の合計重量が製品重量の20%を超えないこと
- ✓ EU産ナッツを英国に輸入して加工し、EU向けに輸出する場合、
  - PSRでは、原料のナッツ（HS0801等）は英国（または累積によりEU）で完全に得られるものでなければならないとされる。
  - ここで、英国における加工が、**十分な変更とみなされない生産を超える作業であれば**累積ルールが適用され、原産品となる。
  - ただし、殻剥きを機械で行ったとしても、殻剥きのみでは十分な変更とみなされない生産を超えず、**累積ルールを適用することができない**。



## 7-2.留意点②：許容限度

- 日EU貿易協定および日英貿易協定において、許容限度の基準はEXWあるいはFOBの10%とされているが、英EU貿易協定において、食品関連（第2類、第4～24類（第16類を除く））の許容限度の基準は、最終製品重量の15%となっている点に留意が必要。

### 【許容限度の事例①】

- ✓ オリーブオイル（HS1509）のPSR：生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること
- ✓ オリーブオイルに許容限度を適用する場合、
  - 原料のオリーブ（HS0709.92）は英国（または累積によりEU）で完全に得られるもの（栽培あるいは収穫されるもの）でなければならないが、許容限度の適用により、非原産性のオリーブも最終製品重量の15%まで使用することができる。

### 【許容限度の事例②】

- ✓ ドライフルーツ・ナッツ（HS0813.05）のPSR：生産において使用される第8類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること、生産において使用される第1701項、1702項の非原産材料の合計重量が製品重量の20%を超えないこと
- ✓ ドライフルーツ・ナッツに許容限度を適用する場合、
  - 原料のフルーツ・ナッツ（HS08.01等）は英国（または累積によりEU）で完全に得られるものでなければならないが、許容限度の適用により、非原産性のフルーツ・ナッツも最終製品重量の15%まで使用することができる。
  - ただし、本事例では重量に関する許容限度をフルーツ・ナッツに適用されているため、別の材料である砂糖類（HS1701、1702）に許容限度を適用することはできないとされている。

## 7-3.食品関係のモノの移動

- 年末年始にかけて、英国政府の各種ガイダンスが更新・統合
- 食品関係の各種手続きに関しても変更点や追加点が含まれ、11月20日のセミナー資料からの主な更新内容等は以下の通り

項目	主な更新内容
JP → GB	植物由来製品：事前通知には当面をPEACH利用、2021年早期に新システムに移行
EU → GB	有機食品：2023年まで同等性 関税：英EU TCA対象物品について関税ゼロ
GB → EU	有機食品：2023年まで同等性 動物由来製品：冷蔵ミンチ肉等の輸入禁止、一部混合食品への衛生証明書添付不要 関税：英EU TCA対象物品について関税ゼロ
GB → NI	動物由来製品：GB→EUの輸入禁止品の一部猶予（2021年6月末まで）、一部混合食品への衛生証明書添付不要 各種公的証明書：認定事業者に対して衛生証明書等の公的証明書の添付要件を猶予（2021年3月末まで） 証明書等発行費用：Movement Assistance Schemeにより、各種証明書の発行費用を英国政府が立替 関税：EUに移送される可能性がない物品は、関税を賦課しない
NI → GB	物品移動全般：北アイルランド適格製品（Qualifying Northern Ireland Goods）について、輸出入申告手続きや関税は発生しない

# ご参考：日EU／日英EPA特集ページ

- ジェトロでは、日EU／日英EPAの特集ページを開設し、両協定に関する情報を提供しています。
- 特集ページから閲覧・ダウンロードいただける両協定の解説書では、関税削減のメリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続き、関税率の調べ方などを解説しています。



The screenshot shows the JETRO website's special page for EU and UK EPA agreements. The page features the JETRO logo and navigation menus. The main heading is "日EU経済連携協定 (EPA) / 日英包括的経済連携協定 (EPA) について". Below the heading, there are two sections: "日英EPA" and "日EU・EPA".

**日英EPA**  
日英EPAが2020年9月11日の大筋合意を経て、10月23日に署名されました。12月には、日英両国の国会・議会で承認手続きが完了しました。日英EPAは、日本と、EU離脱後の英国との、日EU経済連携協定 (EPA) に代わる、新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです。日EU・EPAの下で得られていた利益の喪失を回避し、日系企業のビジネスの継続性を確保するため、2020年12月31日の英国のEU離脱に伴う移行期間終了後、2021年1月1日に発効しました。

**日EU・EPA**  
2019年2月に発効した日EU・EPAは、品目数ベースでEU側の関税の約99%を撤廃、日本側の関税の約94%を撤廃し、双方の市場アクセスを格段に改善する先進的な協定です。協定発効から1年半以上が経過し、既に多くの日本企業が利用していますが、ジェトロはさらなる利用促進のため、日英EPAと併せて引き続き情報提供していきます。

なお、ジェトロの個別支援サービス「**新輸出大国コンソーシアム**」では、欧州ビジネスの無料個別相談をご利用いただけます。

また、輸出時の原産地申告の準備等のEPA実務については、**EPA相談デスク**（経済産業省による東京共同会計事務所への委託事業）が無料相談を受け付けています。



<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

# ご参考：ブレグジットに関するJETROの各種情報提供

## ブレグジット特設ページ（JETRO・ウェブサイト）

ブレグジットをめぐる英国、EUなどからの最新ニュース、英国とEU等との通商交渉の進捗状況、各種ガイドブック、関連リンクなどを掲載した日本語ポータルサイトです。

## セミナー・説明会

日本や英国を中心に、各地でブレグジットの動向やビジネス関連制度などを解説するセミナーを不定期で開催しております。日本での開催は上記ポータルを、英国等での開催はJETROのメール案内をご参照ください。

## メールでの各種ご案内

英国政府等による主だった案内などを、JETRO・ロンドン事務所より不定期でご案内しております。配信ご希望の方は、[オンラインフォーム](#)よりご登録ください。

## 個別相談

ブレグジットによる企業活動への影響や留意点、必要な対策などについて、法務・税務等の専門家やJETRO担当者が無料でオンラインにて個別に相談に対応しております（[概要・お申込み](#)）。

2019年秋には、経済産業省と「ブレグジット対応サービスデスク」を立ち上げました。  
引き続き日系企業の皆様へのきめ細かな情報提供に努めて参ります。



ジェトロでは、以下のような情報も提供しております。執務のご参考にご利用いただければ幸いです。

□ [新型コロナウイルス感染拡大の影響（特設ページ）](#)

感染拡大に伴う移動制限や経済への影響、政府等による経済対策、事業者支援策を地域ごとにご報告します。

□ [国・地域別情報（欧州 / 英国）](#)

現地の経済・ビジネス動向、貿易投資制度、ジェトロのサービスなどを国・地域ごとにご覧いただけます。

□ [ビジネス短信](#)

国際ビジネス関連情報をいち早くお届けするニュースサービスです。

□ [在欧州日系企業実態調査（2019年版）](#)

欧州に進出されている日系企業にご協力いただき毎年実施している、経営実態に関するアンケート調査です。

□ [英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響について](#)

在欧州日系企業実態調査（2020年版）のブレグジットの影響に関する調査結果を先行発表しました。

□ [ユーロトレンド](#)

欧州の産業・企業・制度情報をお届けするメールマガジンです。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、ジェトロがその正確性を保証するものではありません。また記述内容は、必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。ジェトロは提供する情報および助言をできる限り正確にするように努力していますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行っていただいております。